

第3回暗号資産制度に関するWG説明資料

2025年9月29日

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
落合 孝文

I MiCA（Markets in Crypto-assets Regulation）の概要・施行予定

MiCAは、主として、EU圏内における以下の行為について規制している。概要等は下記のとおり。

概要	MiCA（Markets in Crypto-assets Regulation）は、いわゆるステーブルコイン・暗号資産のような資産の募集、関連するサービスの提供、不公正取引規制を含む、包括的な規制
目的	暗号資産に関する包括的な規制により、明確性を確保するとともに、消費者保護・市場の公正性を確保を図りつつ、イノベーションと公正な競争の促進を目指すもの
行為規制	● 暗号資産等の発行、募集、上場 発行、募集、上場について、暗号資産（crypto-assets）を、電子マネートークン（electronic money token、単一の通貨に裏付けられたステーブルコイン等）、資産参照型トークン（asset-referenced token、USDT等）、「その他の暗号資産」（電子マネートークン、資産参照型トークン以外の暗号資産、ビットコインやイーサリアム等）の3種に分類し、規制
	● 一定の暗号資産サービスの提供に関する規制

MiCA施行の2024年12月30日以前にEUの加盟国の適用法令に従って暗号資産サービスを提供していた業者に関しては、各加盟国の定めるMiCAの適用延期に関する条項（MiCA第143条に基づく適用延期の条項）が定める期間の間は、後述するMiCAの暗号資産サービス業の認可を受けずともサービスの提供を継続することが可能。加盟国各国の適用延期に関する定めは下記のとおり

- MiCA第143条が許容する最大18か月の適用延期を選択した国：ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ルクセンブルク、マルタ、ルーマニア、ベルギー
- 12か月の適用延期を選択した国：ドイツ、アイルランド、ギリシャ、スペイン、リトアニア、オーストリア、スロバキア、ポルトガル
- 9か月の適用延期を選択した国：スウェーデン
- 6か月の適用延期を選択した国：ラトビア、ハンガリー、オランダ、ポーランド、フィンランド

（出典： https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-12/List_of_MiCA_grandfathering_periods_art_143_3.pdf、<https://www.fsma.be/en/crypto-asset-service-provider-casp>）

■ II MiCAの章構成



TITLE 1 対象事項、範囲及び定義 (SUBJECT MATTER, SCOPE AND DEFINITIONS)

TITLE 2 資産参照型トークンまたは電子マネートークン以外の暗号資産 (CRYPTO-ASSETS OTHER THAN ASSET-REFERENCED TOKENS OR E-MONEY TOKENS)

- 第4条 募集 (Offers to the public)
- 第5条 取引所への上場 (Admission to trading)
- 第6条 暗号資産ホワイトペーパーの内容と形式
- 第7条 広告 (Marketing communications)
- 第8条 ホワイトペーパー及び広告の届出 (Notification)
- 第9条 ホワイトペーパー及び広告の公表
- 第10条 募集結果及び資産保全 (Result of the offer to the public and safeguarding arrangements)
- 第11条 募集者及び取引参加希望者の権利
- 第12条 ホワイトペーパー及び広告の修正
- 第13条 払戻しの権利
- 第14条 発行者の義務
- 第15条 ホワイトペーパーに記載された情報に関する責任

TITLE 3 資産参照型トークン (ASSET-REFERENCED TOKENS)

- Chapter 1 資産参照型トークンの公募及び取引所への上場申請に関する認可
- Chapter 2 資産参照型トークン発行者の義務
- Chapter 3 資産準備金 (Reserve of assets)
- Chapter 4 資産参照型トークン発行者の買収 (Acquisitions of issuers of asset-referenced tokens)
- Chapter 5 重要な資産参照型トークン
- Chapter 6 回復・償還計画 (Recovery and redemption plans)

TITLE 4 電子マネートークン (E-MONEY TOKENS)

- Chapter 1 電子マネートークンのすべての発行者が満たすべき要件
- Chapter 2 重要な電子マネートークン

TITLE 5 暗号資産サービス業者の認可及び業務条件 (AUTHORISATION AND OPERATING CONDITIONS FOR CRYPTO-ASSET SERVICE PROVIDERS)

- Chapter 1 暗号資産サービス業者に関する認可
- Chapter 2 すべての暗号資産サービス業者の義務
- Chapter 3 特定の暗号資産サービス業者の義務
- Chapter 4 暗号資産サービス業者の買収
- Chapter 5 重要な暗号資産サービス業者

TITLE 6 暗号資産に関連する市場濫用の防止及び禁止 (PREVENTION AND PROHIBITION OF MARKET ABUSE INVOLVING CRYPTO-ASSETS)

- 第86条 市場濫用に関する規則の適用範囲 (Scope of the rules on market abuse)
- 第87条 内部情報 (Inside information)
- 第88条 内部情報の公開
- 第89条 インサイダー取引の禁止
- 第90条 内部情報の不法開示の禁止 (Prohibition of unlawful disclosure of inside information)
- 第91条 相場操縦の禁止
- 第92条 市場濫用の防止及び検知

TITLE 7 管轄当局、EBA、ESMA (COMPETENT AUTHORITIES, EBA AND ESMA)

TITLE 8 委任法令 (DELEGATED ACTS)

第1 MiCAの適用範囲

■ I 適用対象となる暗号資産の定義

MiCAの適用対象となる暗号資産（crypto-asset）は、以下のとおり（MiCA第3条第1項）

- 暗号資産：

分散型台帳技術または類似の技術を用いて電子的に移転及び保存可能な価値または権利のデジタル表示（a digital representation of a value or of a right that is able to be transferred and stored electronically using distributed ledger technology or similar technology）（同項(5)）

- 分散型台帳技術またはDLT（distributed ledger technology or DLT）：

分散型台帳の運用及び使用を可能にする技術（a technology that enables the operation and use of distributed ledger）（同項(1)）

- 分散型台帳（distributed ledger）：

取引記録を保持する情報デポジトリであり、コンセンサスメカニズムを用いて、一連のDLTネットワークノード間で共有され、同期されるもの（an information repository that keeps records of transactions and that is shared across, and synchronised between, a set of DLT network nodes using a consensus mechanism）（同項(2)）

- MiCA前文22は、「暗号資産サービスが仲介者なしで完全に分散化された方法で提供される場合、当該サービスは本規則の適用範囲に含まれるべきではない。（Where crypto-asset services are **provided in a fully decentralised manner** without any intermediary, they should not fall within the scope of this Regulation.）」として、適用対象外となるサービス類型を提示

⇒どのような場合に、fully decentralizedといえるかについては、現在、特定の暗号資産サービス業についてMiCAの適用を受けるかは、EUで活発な議論がなされている。なお、現時点では、ESMAの公式見解ではないものの、後述第1・IIIのESMAのレポートでの議論や、フランス及びデンマークでの議論が参考となる

■ II 暗号資産サービス業者の定義

暗号資産サービス業者について、以下のとおり規定 (MiCA第3条第1項(15))

職業または事業として顧客に対し専門的基盤において一つ以上の暗号資産サービスを提供し、かつ第59条に従って暗号資産サービスの提供が認められている法人その他の事業体 (a legal person or other undertaking whose occupation or business is the provision of one or more crypto-asset services to clients on a professional basis, and that is allowed to provide crypto-asset services in accordance with Article 59)

分散型台帳を利用したサービスが、fully decentralizedに該当せず、MiCAの第3条第1項(16)のサービスに該当し、当該サービスの提供を業として行う場合には、MiCA第59条に基づき認可を受けなければならない。なお、ビットコインに関するサービスの提供を業として行う場合も、ESMAベルギー当局 (FSMA) がMiCAの適用対象とする説明を公表しており、fully decentralizedに該当しないと考えられる。Defiに規制が及ばない可能性も議論されているが、DAOに法人格を認めることで、多くの重要な分散型プロトコルには実質的に発行者が存在するとの議論もある

暗号資産サービス業者に対して、主に以下のような義務が課される。

- ガバナンス体制の構築義務
- 利益相反防止体制の構築義務
- 苦情処理手続のための体制整備

暗号資産サービス業として、以下を規定 (MiCA第3条第1項(16))

- 顧客の代理での暗号資産の保管及び管理 (カストディ)
providing custody and administration of crypto-assets on behalf of clients
- 暗号資産取引プラットフォームの運営
operation of a trading platform for crypto-assets
- 法定通貨との暗号資産の交換
exchange of crypto-assets for funds
- 他の暗号資産との暗号資産の交換
exchange of crypto-assets for other crypto-assets
- 顧客の代理での暗号資産取引注文の執行
execution of orders for crypto-assets on behalf of clients
- 暗号資産のプレースメント
placing of crypto-assets
- 顧客の代理での暗号資産取引注文の受信及び送信
reception and transmission of orders for crypto-assets on behalf of clients
- 暗号資産に関する助言の提供
providing advice on crypto-assets
- 暗号資産に関するポートフォリオ管理
providing portfolio management on crypto-assets
- 顧客の代理での暗号資産の送金サービス
providing transfer services for crypto-assets on behalf of clients

■ III Fully decentralisedに関する議論

● Defiに関連する潜在的なリスク

ESMA及びEBAは、fully decentralisedによって提供される暗号資産のサービスであるDefiによる暗号資産市場への影響や潜在的なリスクとして、以下の着眼点を指摘している

- ✓ Defiアプリケーションに関するリスク
- ✓ 自己管理型ウォレットに関するリスク
- ✓ Defiのガバナンスに関するリスク
- ✓ スマートコントラクトに関するリスク

● 暗号資産の貸付、借入、ステーキングに関する潜在的リスク

ESMA及びEBAは、暗号資産の貸付、借入、ステーキングに関する潜在的リスクについて、以下の可能性を指摘

- ✓ Defiにおいて、暗号資産の貸付及び借入がなされ、担保の連鎖が生じ、流動性のひっ迫が生じる可能性
- ✓ Defiにおいて、ステーキングが行われる場合、暗号資産の価格変動による損害が生じる可能性
- ✓ Defiにおいて、暗号資産の保管を行う者はMiCAに基づく分別管理義務が課されていないため、当該保管を実施する者が破綻した場合には返還を受けられない可能性
- ✓ Defiがマネーロンダリングに使用される可能性

● MEV算出について

ESMA及びEBAは、利用されたブロックに関して権利を有する者からMEV算出者に富が移転することをMEV算出の負の外部性と指摘し、検証を実施するマイナーやバリデーターに分散型台帳の管理が集中することで、外部からのサイバー攻撃に対して脆弱となるリスクについても言及

(出典： ESMA75-453128700-1391 Joint Report on the recent developments in crypto-assets (Article 142 of MiCAR))

（参考資料） Fully decentralisedに関する加盟国レベルの議論

● フランス当局の見解

フランス当局の公開したディスカッションペーパーにおいて、Defiの特徴として、以下の3点を特徴として挙げている

- ① 自動化され、分散化され、仲介者を排除したブロックチェーンプロトコル

取引処理やアクセス資格を単一の主体が決定しないこと

- ② スマートコントラクト機能

スマートコントラクト機能をDefiのもっとも重要な特徴とした上で、スマートコントラクト機能を、取引実行のために予め定められた条件が満たされているかを自動的に評価し、当事者の現実世界の契約機能を再現することを目的としたコードとしている。

- ③ 分散型アプリケーション

ユーザーがスマートコントラクトの機能を利用出来るようにするためのソフトウェアアプリケーションを「分散型アプリケーション」として定義した上で、分散型アプリケーションの特徴としては、アプリケーションのコードが、利用者が再利用や修正可能なように公開されている必要があるとしている。

（出典：AMF Discussion Paper on Decentralised Finance (Defi) | AMF ）

● デンマーク当局の見解

デンマーク当局は、fully decentralisedの該当性への基本的な考え方として、特定の暗号資産サービスの提供が特定の法人の影響下にある場合には、fully decentralisedに該当しないものと、整理

影響下にあるか否かに関する考慮要素としては、暗号資産に関するサービスの提供が特定の契約に基づいているのか、暗号資産の技術自体が分散化されているか、当該サービスに関するガバナンスが分散化されているのかといった点

- ✓ 技術的分散化

技術的分散化の評価において、スマートコントラクト機能と分散型台帳の管理の方法について言及

- ✓ ガバナンスの分散化

基本的には、サービス参加者により法的主体となり得る法人が形成されているかが最初に考慮され、仮に、そのような法人が形成されていないとしても、サービス参加者に付与されるガバナンストークンに関する権利内容や特定のサービス参加者に意思決定の権限が集中していないかといった事項を考慮する必要があるとされている

（出典：Principles for the assessment of decentralisation in the markets for crypto-assets）

第2 MiCAにおける暗号資産の 発行・募集・上場に関する規制と 発行体の規制

■ I トークンの分類と発行・募集・上場規制の概要

・ トークンの分類

- ✓ 電子マネートークン(electronic money token)：単一の法定通貨の価値を参照することで価値の安定化を図る暗号資産（欧州委員会説明資料では単一通貨のみを参照する場合とされるが、例えばCircle SASはEURCが当該項目に該当するとのペーパーを公表）
- ✓ 資産参照型トークン(asset-referenced token)：一つまたは複数の法定通貨を含む、他の価値や権利、またはそれらの組み合わせを参照することで価値の安定化を図る暗号資産（欧州委員会資料では、金を参照する場合、他の暗号資産を参照する場合などを紹介）
- ✓ その他の暗号資産：電子マネートークン、資産参照型トークン以外の暗号資産（資産を参照しないアルゴリズムのステーブルコインや、ビットコイン等の暗号資産）

・ 発行・募集・上場規制の概要

- ✓ MiCAにおいて、暗号資産のプライマリー行為として規制されているのは、募集、上場のみであるが、電子マネートークン、資産参照型トークンに関しては、発行者及び発行者から承諾を得た者のみ「募集」や「上場」を行うことが可能であると定められており（MiCA第16条、第48条）、発行も規制されていると評価しうる
- ✓ 暗号資産の発行者要件のほかは、暗号資産の「募集」又は上場に先立つホワイトペーパーを公表するための手続を規定
- ✓ 「募集」については、欧州目論見書規制にならい、『「募集」とは、いかなる形式・手段によるものであれ、提供条件及び提供される暗号資産に関する十分な情報を提示し、潜在的な保有者が当該暗号資産の購入可否を判断できるようにする、個人に対する伝達(a communication to persons in any form, and by any means, presenting sufficient information on the terms of the offer and the crypto-assets to be offered so as to enable prospective holders to decide whether to purchase those crypto-assets)。(第3条第1項(12))』と定義
- ✓ 電子マネートークンと資産参照型トークンの募集が可能な者は、発行者又は下記に掲げる者と発行者から同意を得た者に限定
 - 資産参照型トークン：資産参照型トークンの募集について加盟国当局から認可を得た者又は信用機関
 - 電子マネートークン：信用機関又は電子マネー事業者として認可されており、かつ当局に届け出た暗号資産ホワイトペーパーを公開している者 上場に関して、MiCA第2条において、「暗号資産取引プラットフォームにおける取引に向けた上場(admission of crypto-assets to trading on a trading platform for crypto-assets)」とのみ定義されており、暗号資産取引プラットフォーム(a trading platform for crypto-assets)の範囲は特段定義されていない

■ II 発行者不存在の場合の整理と、「その他の暗号資産」の募集に関する規制

・発行者の不存在

- ✓ 前文22では、「暗号資産に識別可能な発行者がない場合は、本規則のTitle2、Title3、またはTitle4の対象に含まれない。しかし、そのような暗号資産に関するサービスを提供する暗号資産サービス業者はこの規則の対象となる（Where crypto-assets have no identifiable issuer, they should not fall within the scope of Title II, III or IV of this Regulation. Crypto-asset service providers providing services in respect of such crypto-assets should, however, be covered by this Regulation.）」との記述がある
- ✓ ビットコインについては発行者不存在の場合に該当し発行者規制の適用外と考えられているが、このような場合でも暗号資産サービス業者の規制は適用があると考えられる

・その他暗号資産の募集に関する規制

- ✓ 「その他の暗号資産」の募集については、募集が可能な者を限定していないがホワイトペーパーの作成は必要
- ✓ 例外的に、電子マネー・トークン・資産参照型トークンではない「その他の暗号資産」（ビットコイン等が該当）に関しては、欧州目論見書規制に倣い、一定の場合（提供の相手が適格機関投資家等に限定される場合等）にはホワイトペーパーの作成義務が免除
- ✓ また、「その他の暗号資産」に特有のホワイトペーパー作成の免除規定として、以下が規定
 - 暗号資産が無償で提供される場合や、分散型台帳の維持又は取引の検証に対する報酬として生成される場合
 - 既存の製品・サービスに対するユーティリティトークンとして発行された場合、稼働中の商品・サービスへのアクセス権を付与する場合
 - 限定された加盟店ネットワークにおいてのみ、商品・サービスとの交換を条件として限定された加盟店ネットワークの契約の取り決めに基づき発行される場合

III 承認・届出・公表、ホワイトペーパー・目論見書の記載事項

● 承認・届出・公表

目論見書規制においては、基本的に当局に目論見書を提出し公表前に承認を得なければ、「募集」や取引所への上場は認められない一方、暗号資産に関しては、資産参照型トークンのみ、「募集」や取引所への上場前に当局からの承認が必要であり、電子マネー・トークン及び「その他の暗号資産」に関しては当局からの承認は不要で、公表前の少なくとも20日前の当局に対する通知のみをもって公表することが可能

● ホワイトペーパー・目論見書の記載事項

	「その他の暗号資産」	資産参照型トークン	電子マネー・トークン
共通して記載が必要な事項	✓ 発行者に関する情報 ✓ 公募又は取引所への上場に関する情報 ✓ 基盤技術に関する情報 ✓ リスクに関する情報 ✓ 当該暗号資産の発行に使用されるコンセンサス・メカニズムが気候に及ぼす主な悪影響及びその他の環境関連の悪影響に関する情報		
権利に関する事項	暗号資産プロジェクトに関する情報の記載を義務付けることで、当該暗号資産の利用方法を明確化	特定の資産との償還義務が定められているため、償還可能な権利の内容の明確化	
その他	発行者以外の者による募集や上場承認申請が認められるため、募集者や上場承認申請者に関する情報の記載も必要		

IV 発行体に課されている資産保全等の義務

- 電子マネートークンや資産参照型トークンについては、参照している通貨や資産の価値に応じた償還義務が定められているため、MiCAにおいて以下の資産保全義務等が課されている。「その他の暗号資産」に関しては、償還義務が定められていないため、電子マネートークンや資産参照型トークンのような資産保全義務が定められていない。なお、信用機関に関しては、バーゼルIIIに基づく自己資本維持義務や資産保全義務が資本要件指令（Capital Requirement Directive）により定められているため、MiCARにおける自己資本維持義務と資産保全義務が適用除外されている
- 自己資本要件の「35万ユーロまたは直近6か月のトークンの日次発行残高総額の平均額の2%」は、第二次電子マネー指令（Payment Money Institution Directive 2）において、電子マネー事業者に課されている自己資本要件と同様の水準

	電子マネートークン	資産参照型トークン
準備資産	資産のうち、30%は現金で預金し、残りは即時の換金が可能な流動性の高い資産（国債等）への投資による運用が認められている	資産のうち、30%は資産参照型トークンが参照する法定通貨と同一の通貨建で預金し、残りは即時の換金が可能な流動性の高い資産（国債等）への投資による運用が認められている
自己資本維持義務 (信用機関は適用除外)	35万ユーロまたは直近6か月のトークンの日次発行残高総額の平均額の2%の自己資本の確保が必要	35万ユーロまたは直近6か月のトークンの準備資産の平均額の2%、または前年固定間接費の25%の高い額の自己資本の確保が必要
資産保全義務 (信用機関は適用除外)	分別管理又は保険契約（重要な電子マネートークンのみ6か月毎の独立監査）	分別管理、6か月毎の独立監査
流動性維持義務	準備資産のうち少なくとも20%（重要な電子マネートークンは40%）を1営業日以内に、又は、少なくとも30%（重要な電子マネートークンは60%）を5営業日以内に売却可能な資産又は引き出し可能な金銭として保有する必要	準備資産のうち少なくとも20%を1営業日以内に、又は、少なくとも30%を5営業日以内に売却可能な資産又は引き出し可能な金銭として保有する必要
報告義務	EU圏内の通貨建ではない、電子マネートークンについてのみ資産参照型トークンと同様の報告義務	発行額が1億ユーロを超える資産参照型トークンについて、発行者は、保有者数、四半期における1日当たりの平均取引件数及び平均総取引額等の情報を当局に報告
発行制限	EU圏内の通貨建ではない電子マネートークンについてのみ資産参照型トークンと同様の発行制限	単一通貨圏において交換手段として用いられる日次取引件数及び日次取引額の四半期平均が、それぞれ100万件以上かつ2億ユーロ以上になった場合には発行停止

第3 MiCAにおける暗号資産の 不公正な取引に関する規制

■ I MiCAにおけるインサイダー取引規制

MiCAにおいて、インサイダー情報は以下のとおり定義（第87条第1項）

- (a)公開されていない正確な性質の情報であって、直接若しくは間接的に、1つ以上の発行者、募集者、若しくは取引所への上場を求める者、又は1つ以上の暗号資産に関連し、かつ、公開された場合、当該暗号資産の価格若しくは関連する暗号資産の価格に重大な影響を及ぼす可能性が高いもの（information of a precise nature, which has not been made public, relating, directly or indirectly, to one or more issuers, offerors or persons seeking admission to trading, or to one or more crypto-assets, and which, if it were made public, would likely have a significant effect on the prices of those crypto-assets or on the price of a related crypto-asset）
- (b)顧客に代わって暗号資産の注文執行を委託価格若しくは暗号資産の価格に重大な影響を及ぼす可能性が高いものも含む（for persons charged with the execution of orders for crypto-assets on behalf of clients, it also means information of a precise nature conveyed by a client and relating to the client's pending orders in crypto-assets, relating, directly or indirectly, to one or more issuers, offerors or persons seeking admission to trading or to one or more crypto-assets, and which, if it were made public, would likely have a significant effect on the prices of those crypto-assets or on the price of a related crypto-asset）

そのうえで、下記のとおり、MiCAはインサイダー取引を何人も規制として規定（第89条第2項）

- いかなる者も、自己の勘定若しくは第三者の勘定にかかわらず、直接若しくは間接的に、暗号資産に関するインサイダー取引に従事し、若しくは従事しようとする行為、又は当該暗号資産に関するインサイダー情報を利用して当該暗号資産を取得し、若しくは処分してはならない。いかなる者も、他の者にインサイダー取引に従事するよう勧告し、又は他の者にインサイダー取引に従事させるよう誘引してはならない。（No person shall engage or attempt to engage in insider dealing or use inside information about crypto-assets to acquire, or dispose of, those crypto-assets, directly or indirectly, whether for that person's own account or for the account of a third party. No person shall recommend that another person engage in insider dealing or induce another person to engage in insider dealing.）

MiCAは、相場操縦規制を何人も規制としたうえで、以下を相場操縦に該当する行為として規定（第91条第2項）

- (a) 正当な理由なく、以下の行為を行うこと
 - ✓ (i) 暗号資産の供給、需要、若しくは価格に関して虚偽若しくは誤解を招くシグナルを与える、又は与える可能性のある行為（gives, or is likely to give, false or misleading signals as to the supply of, demand for, or price of, a crypto-asset）
 - ✓ (ii) 一つ若しくは複数の暗号資産の価格を異常若しくは人為的な水準に維持する、又は維持するおそれがある行為（secures, or is likely to secure, the price of one or several crypto-assets at an abnormal or artificial level）
- (b) 虚偽の手段その他の欺瞞的行為を用いて、一以上の暗号資産の価格に影響を与え、又は影響を与えるおそれのある取引の締結、売買注文の提出、その他の活動または行為を行うこと（entering into a transaction, placing an order to trade or any other activity or behaviour which affects or is likely to affect the price of one or several crypto-assets, while employing a fictitious device or any other form of deception or contrivance）
- (c) メディア（インターネットを含む）その他の手段を通じて情報を流布し、それにより一以上の暗号資産の供給、需要、価格について虚偽若しくは誤解を招くシグナルを与える、若しくは与えるおそれがある行為、又は一以上の暗号資産の価格を異常若しくは人為的な水準に固定し、若しくは固定するおそれがある行為。これには、情報を流布した者がその情報が虚偽若しくは誤解を招くものであることを知っていた、又は知るべきであった場合の噂の流布を含む（disseminating information through the media, including the internet, or by any other means, which gives, or is likely to give, false or misleading signals as to the supply of, demand for, or price of one or several crypto-assets, or secures or is likely to secure, the price of one or several crypto-assets, at an abnormal or artificial level, including the dissemination of rumours, where the person who engaged in the dissemination knew, or ought to have known, that the information was false or misleading）

当事務所に関するリーガル・ノーティス

1. 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（当事務所）は、①渥美坂井法律事務所弁護士法人（第二東京弁護士会所属、代表社員弁護士渥美博夫）（以下「当弁護士法人」といいます。）と当事務所に所属する多くの外国法事務弁護士とが、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」といいます。）に定める外国法共同事業を行い、②当弁護士法人と、日本の民法上の組合である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（代表弁護士坂井豊）（以下「組合組織」といいます。）の各弁護士とが、共同事業を行い、法律事務所を共にするものです。当事務所とその外国法共同事業は、日本の弁護士（イングランド及びウェールズ事務弁護士である者を含みます。）に加え、ニューヨーク州、カリフォルニア州、中華人民共和国、大韓民国、インド、スリランカ民主社会主義共和国、連合王国*、オーストラリア クイーンズランド州・ニューサウスウェールズ州・ビクトリア州の法を原資格国法又は指定法とする外国法事務弁護士を擁しています。州法を原資格国法とする外国法事務弁護士はその国の連邦法についても助言を提供することができます。当事務所では、弁護士と、それぞれの登録に係る原資格国法及び指定法に関する法律事務を行うことを職務とする外国法事務弁護士とが協働して業務を行っています。

当弁護士法人はまた、ロンドンオフィスとして英国子会社たる Atsumi & Sakai Europe Limited（Director: 金久直樹日本国弁護士）を有するとともに、ブリュッセルオフィスとして Atsumi & Sakai Brussels EU（代表パートナー: 亀岡悦子ブリュッセル弁護士会Bリスト弁護士・ニューヨーク州弁護士**）、ニューヨーク提携オフィスとして Atsumi & Sakai New York LLP（代表パートナー: バニー・L・ディクソン外国法事務弁護士（ニューヨーク州法））、ホーチミンオフィスとして Atsumi & Sakai Vietnam Law Firm（Director: 入江克典日本国弁護士）をそれぞれ有し、これらのオフィスを通じて助言を提供しています。また日本においても A&S 大阪法律事務所弁護士法人（パートナー: 前橋呈至弁護士）及び A&S 福岡法律事務所弁護士法人（パートナー: 臼井康博弁護士）と提携関係を有するとともに、フランクフルトオフィスたるドイツ連邦共和国における法務・税務サービス提供法人たる Atsumi & Sakai Europa GmbH - Rechtsanwälte und Steuerberater（現地代表: フランク・ベッカー ドイツ連邦共和国弁護士**）とも提携関係を有しています。

*渥美坂井法律事務所弁護士法人はイングランド及びウェールズのソリシターズ・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていません。

**日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

2. 法律問題に関する助言等について

当事務所による別段の明示がない限り、法律問題に関する当事務所のいかなる助言その他意見の表明も、(i) 日本法、又は当事務所の外国法事務弁護士の登録に係る原資格法以外の外国法に関するものは当事務所の特定された弁護士の、(ii) かかる原資格国法に関するものは当該法をその登録に係る原資格国法とする当事務所の特定された外国法事務弁護士の、判断においてされるものです。